

長崎大学発注工事請負契約における
設計変更ガイドライン

令和5年4月

長崎大学施設部

(本ガイドラインの目的)

本ガイドラインは、長崎大学発注工事請負契約における設計変更に関し、発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施を図ることを目的として、設計変更の留意事項を示すものである。

(用語の定義)

設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する。

用語	定義
設計変更	長崎大学工事請負契約マニュアルの別記第1号工事請負契約基準（以下「契約基準」という。）第18又は第19の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
契約変更	契約基準第24又は第25の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
軽微な設計変更	次に掲げるもの以外のものをいう。 イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。 ロ. 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%を超えるもの。

設計変更に関する留意事項

(1) 受注者の留意事項

- ・受注者は契約基準第18第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- ・受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、発注者が受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もあることから、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ・受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(補足) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。(公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び文部科学省土木工事標準仕様書(以下「標準仕様書等」という。))より)

(2) 発注者の留意事項

- ・発注者は契約基準第18第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- ・発注者は関係部局(施設の所管課等)との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- ・当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- ・原則として、現に施工中の工事と分離して施工することが困難なものに限り設計変更を認めるものとし、追加工事(当初契約と関連のない工事等)については、設計変更に伴う契約変更ではなく、別途の契約とするものとする。
- ・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。
- ・一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。